関係所属長　殿

交 指 発 第 ８ ４ 号
（県民）
令和８年３月24日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

交通事故事件における個人情報の適切な取扱いの徹底について
（通達乙）

みだしのことについては「交通事故事件捜査における個人情報の適切な取扱いの徹底について（通達乙）」（令和６年９月５日付け交指発第225号。以下「旧通達」という。）に基づき取り扱ってきたところであるが、この度、一部見直しを行い、下記のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

１　趣旨

交通事故事件捜査の過程における被害者の人定事項及び連絡先（以下「人定事項等」という。）については、過去の不適切な取扱いも踏まえ、適正な取扱いに努めているところである。

警察が、被害者及びその家族若しくは遺族（以下「被害者等」という。）の事前の同意を得ることなく、独断で被害者等の人定事項等を被疑者又はその関係者（以下「被疑者等」という。）に教示すれば、被害者等の心情を害するとともに、警察に対する信頼が失われ、その後の交通事故事件捜査や被害者支援に支障を来すだけでなく、個人情報保護の観点からも不適切な取扱いとなる。

他方、交通事故事件については、民事手続を進める必要性等から、一方の当事者から相手方当事者の人定事項等の教示を求められることも多いところであるので、これに適切に対応する必要性も認められる。

これらを踏まえ、交通事故事件における当事者の人定事項等の適正な取扱い要領を定めるものである。

２　人定事項等教示の取扱い要領

(1) 一方の当事者が被疑者、相手方当事者が被害者と明確に位置付けられる交通事故事件

ア　被疑者等から被害者等の人定事項等の教示を求められた場合

原則として当該人定事項等に係る本人（本人が少年の場合にはその保護者）から同意を得るとともに、同意を得た範囲で教示すること。

本人が病院に入院していたり、死亡しているなどの事情により同意を得

ることができない場合は、本人の家族又は遺族から同意を得た上で、その人定事項等を教示すること。

イ　被害者等から被疑者の人定事項等の教示を求められた場合

犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第２号）第10条の３において、被害者等に対しては、被害者等の救済に資すると認められる事項を通知しなければならないこととされており、これには捜査により明らかになった被疑者の氏名及び住居その他の内容が含まれると解されているところ、被害者等に対し、捜査その他警察の事務に支障を及ぼし、又は関係者の名誉その他の権利を不当に侵害するおそれのある場合を除き、被疑者の同意を得ることなくその人定事項等を教示することも許されるので、事務処理上誤りのないようにすること。

(2) 両当事者が被疑者と被害者双方の立場を有していると認められる交通事故事件や両当事者が被疑者と被害者の関係にはない物件事故等の交通事故事件

一方の当事者又はその関係者から相手方当事者又はその関係者の人定事項等の教示を求められた場合は、前記 (1)アの場合と同様の取扱いとすること。

３　記録化及び幹部への報告

人定事項等を教示することについて同意を得た状況、人定事項等を教示した状況については、確実に記録に残すとともに、てん末を幹部に報告すること。